

平成28年1月29日

国土交通省土地・建設産業局

## 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について（告示）に関するパブリックコメントについて

国土交通省は1月29日より、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示案のパブリックコメントを開始します。

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省は、建築物の安全性確保や国民の不安払拭を図る観点から、平成27年10月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会（委員長：深尾精一 首都大学東京名誉教授）」を設置し、再発防止策等について専門的見地から検討いただき、12月25日に中間とりまとめを提出いただいたところです。

この度、同とりまとめにおける提言を受け、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示を定めることを予定しております。

つきましては、本告示（案）について、広く国民の皆様からのご意見を賜るべく、パブリックコメント（意見公募）を開始しますので、皆様にお知らせ致します。

### 1. 改正の概要

別紙のとおり

### 2. 意見募集の期間

平成28年1月29日（金）から2月27日（土）まで（必着）

※パブリックコメントの詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄をご参照下さい。

【問い合わせ先】  
国土交通省土地・建設産業局建設業課  
課長補佐 西村（24743）  
法規係長 鈴木（24754）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
03-5253-8277（直通）